

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】令和4年3月11日(2022.3.11)

【公開番号】特開2021-121540(P2021-121540A)

【公開日】令和3年8月26日(2021.8.26)

【年通号数】公開・登録公報2021-039

【出願番号】特願2021-78645(P2021-78645)

【国際特許分類】

B 6 0 N 2 / 9 0 ( 2 0 1 8 . 0 1 )

B 6 0 N 2 / 7 5 ( 2 0 1 8 . 0 1 )

B 6 0 R 1 1 / 0 2 ( 2 0 0 6 . 0 1 )

H 0 2 J 5 0 / 1 0 ( 2 0 1 6 . 0 1 )

10

【 F I 】

B 6 0 N 2 / 9 0

B 6 0 N 2 / 7 5

B 6 0 R 1 1 / 0 2 W

H 0 2 J 5 0 / 1 0

【手続補正書】

20

【提出日】令和4年3月2日(2022.3.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

持ち運び可能な電子機器に対して給電する無接点給電器を収容する収容部と、  
該収容部を備え、該収容部内の前記無接点給電器によって給電されるように前記電子機器  
を保持するホルダと、を有し、

30

該ホルダは、前記ホルダの縁部よりも内側に前記電子機器が位置した状態で前記電子機器  
を保持し、

前記ホルダの底壁部には、開口部が形成され、

前記開口部には、前記無接点給電器に接続される給電用ケーブルが通され、

前記開口部は、前記底壁部の中心を避けた位置に配置されることを特徴とする乗物用シート。

【請求項2】

前記乗物用シートの幅方向端部に配置されたアームレストを有し、

前記ホルダは、前記アームレストの上部に設けられていることを特徴とする請求項1に記載  
の乗物用シート。

40

【請求項3】

前記ホルダは、前記アームレストの後方の領域より幅が広がっている領域に設けられて  
いることを特徴とする請求項2に記載の乗物用シート。

【請求項4】

前記乗物用シートの幅方向端部にはシートベルトが収容され、

前記アームレストは、前記乗物用シートの幅方向端部のうち、前記シートベルトが収容さ  
れる端部とは反対側の端部に配置される

ことを特徴とする請求項2又は3に記載の乗物用シート。

【請求項5】

50

前記アームレストは上下方向に延びており、

前記給電用ケーブルは、前記アームレスト内を通ることを特徴とする請求項 2 乃至 4 のいずれか一項に記載の乗物用シート。

【請求項 6】

前記ホルダは、前記底壁部に形成された 3 つの固定孔を有し、

前記固定孔は、前記ホルダを前記アームレストに固定するために形成された孔であり、前記 3 つの固定孔を結んでできる仮想の三角形が前記底壁部の中心を覆う位置に形成されていることを特徴とする請求項 2 乃至 5 のいずれか一項に記載の乗物用シート。

【請求項 7】

前記ホルダの前記縁部には、前記底壁部から立ち上がった側壁部が設けられており、

前記側壁部は、前記電子機器が前記ホルダに保持されているときに前記電子機器と対向する対向面を有し、

前記側壁部には、前記対向面から前記側壁部の上面にかけて面取りされた部分と、前記側壁部の上面から前記側壁部の外側の面にかけて面取りされた部分が形成されることを特徴とする請求項 1 乃至 6 のいずれか一項に記載の乗物用シート。

【請求項 8】

前記面取りされた部分は所定の曲率半径を有する曲面で形成されており、前記対向面から前記側壁部の上面にかけて面取りされた部分の曲率半径より、前記側壁部の上面から前記側壁部の外側の面にかけて面取りされた部分の曲率半径の方が大きいことを特徴とする請求項 7 に記載の乗物用シート。

【請求項 9】

前記底壁部の厚みは、前記無接点給電器の厚みに比べて小さいことを特徴とする請求項 1 乃至 8 のいずれか一項に記載の乗物用シート。

【請求項 10】

前記ホルダの前記縁部には、前記底壁部から立ち上がった側壁部が設けられ、

前記側壁部は、前記縁部の全周に亘って設けられ、

前記側壁部は、前記電子機器が前記ホルダに保持されているときに前記電子機器と対向する対向面を有し、

前記側壁部の所定部分の形状は、当該所定部分における前記対向面と前記電子機器との間隔を前記側壁部の前記所定部分以外の部分における前記間隔よりも拡げた形状となっていて、

前記所定部分の形状は、シート前後方向後方、かつシート幅方向外側に形成されることを特徴とする請求項 1 乃至 9 のいずれか一項に記載の乗物用シート。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

前記課題は、本発明の乗物用シートによれば、持ち運び可能な電子機器に対して給電する無接点給電器を収容する収容部と、該収容部を備え、該収容部内の前記無接点給電器によって給電されるように前記電子機器を保持するホルダと、を有し、該ホルダは、前記ホルダの縁部よりも内側に前記電子機器が位置した状態で前記電子機器を保持し、前記ホルダの底壁部には、開口部が形成され、前記開口部には、前記無接点給電器に接続される給電用ケーブルが通され、前記開口部は、前記底壁部の中心を避けた位置に配置されることにより解決される。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

## 【補正の内容】

【0008】

上記の構成を有する本発明の乗物用シートでは、無接点給電器を収容する収容部を有するホルダが、その縁部よりも内側で電子機器を保持する。また、上記の構成であれば、ホルダの底壁部に形成された開口部を利用して、収容部内の無接点給電器に給電用ケーブルを簡単に接続させることが可能となる。

## 【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

10

## 【補正の内容】

【0010】

また、上記の乗物用シートにおいて、前記ホルダは、前記アームレストの後方の領域より幅が広がっている領域に設けられていると尚よい。

## 【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

20

## 【補正の内容】

【0011】

また、上記の乗物用シートにおいて、前記乗物用シートの幅方向端部にはシートベルトが収容され、前記アームレストは、前記乗物用シートの幅方向端部のうち、前記シートベルトが収容される端部とは反対側の端部に配置されると更によい。

## 【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

## 【補正の内容】

【0012】

また、上記の乗物用シートにおいて、前記アームレストは上下方向に延びており、前記給電用ケーブルは、前記アームレスト内を通ると益々よい。

30

## 【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

## 【補正の内容】

【0013】

また、上記の乗物用シートにおいて、前記ホルダは、前記底壁部に形成された3つの固定孔を有し、前記固定孔は、前記ホルダを前記アームレストに固定するために形成された孔であり、前記3つの固定孔を結んでできる仮想の三角形が前記底壁部の中心を覆う位置に形成されていると尚一層よい。

40

## 【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

## 【補正の内容】

【0014】

また、上記の乗物用シートにおいて、前記ホルダの前記縁部には、前記底壁部から立ち上がった側壁部が設けられており、前記側壁部は、前記電子機器が前記ホルダに保持されているときに前記電子機器と対向する対向面を有し、前記側壁部には、前記対向面から前記

50

側壁部の上面にかけて面取りされた部分と、前記側壁部の上面から前記側壁部の外側の面にかけて面取りされた部分が形成されると一段とよい。

【手続補正 9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

また、上記の乗物用シートにおいて、前記面取りされた部分は所定の曲率半径を有する曲面で形成されており、前記対向面から前記側壁部の上面にかけて面取りされた部分の曲率半径より、前記側壁部の上面から前記側壁部の外側の面にかけて面取りされた部分の曲率半径の方が大きいと尚更よい。

10

また、上記の乗物用シートにおいて、前記底壁部の厚みは、前記無接点給電器の厚みに比べて小さいとよい。

また、前記ホルダの前記縁部には、前記底壁部から立ち上がった側壁部が設けられ、前記側壁部は、前記縁部の全周に亘って設けられ、前記側壁部は、前記電子機器が前記ホルダに保持されているときに前記電子機器と対向する対向面を有し、前記側壁部の所定部分の形状は、当該所定部分における前記対向面と前記電子機器との間隔を前記側壁部の前記所定部分以外の部分における前記間隔よりも拡げた形状となっていて、前記所定部分の形状は、シート前後方向後方、かつシート幅方向外側に形成されるとよい。

20

30

40

50